



健康経営優良法人（中小規模法人部門）の申請には 「健康宣言事業」への参加が必須条件です！

⚠️【重要】

健康保険組合にご加入の事業所（企業・団体）は、ご加入の健康保険組合が所属している
健保連都道府県連合会（※）が実施している健康宣言事業への参加が必須となっております。

※ 皆様が加入されている健康保険組合は、健保連福岡連合会の所属になります。

健康宣言を実施していない場合や、自治体の健康宣言事業への参加のみの場合は、不認定となりますのでご注意ください。

健康経営優良法人認定までのステップ



Step 1 健康宣言事業に参加

健康保険組合を通じて、健保連福岡連合会の「健康宣言事業」に申し込みます。

- | | |
|--------------|---|
| ① 申込書類の取り寄せ | ご加入の健保組合へお問い合わせのうえ、「健康宣言チェックシート」、「健康宣言申込書」をお取り寄せください。 |
| ② 健保組合へ提出 | 必要事項を記載のうえ、健保組合へ提出してください。 |
| ③ 「健康宣言の証」発行 | 手続き完了後、健保連福岡連合会が「健康宣言の証」を発行し、健保組合を通じて事業所へ送付されます。 |

👍 これにより「健康宣言事業へ参加」の必須条件を満たすことになります。

Step 2 健康経営を実践

健康宣言の実行のほか、中小規模法人部門の認定要件を確認し、必要な取り組みを実践します。

※認定要件は下記ホームページからご確認ください。

[ACTION！健康経営 | ポータルサイト（健康経営優良法人認定制度）\(kenko-keiei.jp\)](https://kenko-keiei.jp)

TOPページ > 健康経営とは > はじめよう！「健康経営」

Step 3 健康経営優良法人の申請

健康経営優良法人の申請には、申請用IDが必要です。申請用IDを取得してください。

※Step2記載のWebページから申請ができます。

Step 4 健康経営優良法人に認定

認定要件を満たすと、認定通知がメールで届きます。

また、健康経営優良法人のロゴマークが使用可能になります。

～健康宣言は健康経営の第一歩。健康宣言を始めましょう！～